



即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

第22号

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net HP: http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座: 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

控訴審を前に—— 訴訟の会8.31 集会に集まろう！

即位・大嘗祭違憲訴訟の会事務局と弁護団は、今年1月31日の一審判決における判決言い渡しのありさまと、その内容のあまりの粗末さに呆れ、怒り、即刻控訴に踏み切りました。

控訴審に向けて弁護団はいま、その準備で大奮闘中です。1審で展開された政教分離原則違反、信教の自由の侵害、思想及び良心の自由の侵害、主権者としての地位（国民主権）の侵害、納税者基本権の侵害等々に対する不当すぎる判決の、どこをどのように突いていくのか、あるいは新たな論点の模索や、1審における原告側の主張の強化など、議論が続いています。

たとえば権利の侵害について、原告と裁判所とではその認識のあり方に大きな齟齬があります。それはど素人の私にもよくわかります。この全く別の概念で権利侵害を考えている裁判所に、こちらの主張を認めさせるためにはどのような論理の組み立てが必要であるのか、等々です。

控訴理由書は6月末提出の予定で、控訴審は秋から冬にかけて始まるのではないかと予想されています。

その弁護団の頑張りに呼応し、事務局ではこの裁判を元気に推し進めていくために集会を開催しようと準備を始めました。控訴人・支援者のみなさん、そしてこの裁判を知る人知らない人、大勢の人に集まってもらえる集会を目指します。集会の内容的な詳細についてはまだ決まっておらず、これから相談していきます。

私としては、一つは原告・控訴人の思いを集会参加者とともに共有していく場にできればと思ったりします。原告・控訴人の思いは、原告・控訴人の数だけさまざまですが、控訴審を迎えるにあたって、なぜ私たちはこの訴訟の趣旨に沿った意思を公に表明するのか、参加者とともに共有できるような場になるよう、提案していきたいと思っています。

また、政府はいま、天皇制の安定的な維持を目指し、「皇族数確保策」として旧宮家の男系男子を皇族として養子にしたり、女性皇族が結婚しても皇族の身分を保持するという政府案を出し、法改正に向けて動き出しています。それは将来の天皇代替わりを滞りなく迎えることを目的としたもので、即位・大嘗祭に国が関わることを違憲とする本訴訟のテーマに繋がっていく課題でもあります。こういった現在進行形の上皇制を考えるための議論にもつながるような集まりにできればと、欲張ってみたいもします。

日本の侵略・植民地主義政策の歴史の問題、あるいは天皇制が社会に浸透させている差別意識や実際のさまざまな差別状況の問題などを考えれば、天皇制が続くことには疑問しかありません。あるいは天皇制の世襲原則による非民主的で基本的人権を無視した主権在民規定不在の状況や、信教の自由、思想・良心の自由、そしてそれらを表現する自由を侵害する天皇制には、反対するしかありません。この訴訟は、そういった天皇制のさまざまな問題を公的な場で問う裁判でもあるわけですから。

しかし、天皇制に対する異議申し立てがなかなか難しいこの社会にあって、この訴訟は、政府に追随し一体化しているとさえいえる司法との闘いでもあります。弁護団はこの司法に果敢にたたかいをいどみ、そのための論を練り上げています。

控訴審を元気に闘っていききたい。ぜひ、この裁判と天皇制の問題を考える集会にお集まりください。詳細については近日中にご案内します。ご参加を！

(桜井大子・事務局)

●日時 2024年8月31日(土) 18:00開場、
18:30開始(予定)

●会場 文京区民センター2A

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団公開学習会

永井美由紀 ● 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団事務局

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団は、5月11日午後1時半からエル大阪で、政治学者の原武史さんを講師に、〈皇室は宗教とどう向き合ってきたのか〉と題して公開学習会を開催しました。

以下は、その講演の概要です。

*

本居宣長が『古事記伝』を出し、平田篤胤が日本書紀の「国譲り」に基づいて、生者の国はアマテラス、死者の国は大国主が支配するという復古神道を唱えた。また後期水戸学の会沢正志斎が、日本のアイデンティティーは国体であり、祭祀を行う天皇だとした。そして19世紀に出てきた、天皇に着目するこれらの思想が、幕末の尊皇攘夷の母体となった。

明治（1868）になって明治政府は、神仏混淆から神道を分離し、アマテラスを中心とし死後の世界もアマテラスが支配するとしたが、根拠をもたない神道国教化はやがて挫折した。明治政府が行ったのは、伊勢神宮（正式名称は『神宮』）をアマテラス中心の神社に改変し、伊勢神宮を頂点とする全国の神社のランク付けと、天皇の6回にわたる巡幸により文明（鉄道、電灯等）をもたらしてくれる存在として認識させることだった。

しかし宮中に嫁いだ女性達は、仏教（日蓮宗）を熱心に信仰していた。

明治天皇は歴代の天皇では初めて伊勢神宮参拝する。祭祀を重んじる後期水戸学の影響で、一年中宮中三殿（賢所、皇霊殿、神殿）での祭祀が行われ、祝日（祭日）は全部宮中祭祀であった。また、「死」を扱う靖国神社を創建することで、復古神道とは違う形で宗教性を残した。しかし、作り物であることを知っている明治天皇はほとんど宮中祭祀を行っていない。

大正天皇もあまり宮中祭祀を行わなかった。大正天皇の発病にパニックになった貞明皇后は、祭祀を怠った神罰だとして、摂政裕仁に祭祀を強要し、皇后本人は熱心な日蓮宗信者であったが、筭克彦により教義を付与された「神ながらの道」へ改宗した。

昭和になって、宮中祭祀は絶対やらないといけないものになり、1年に30回以上に増え、天皇のスケジュールは祭祀に重ならないように組まれた。その背後には母親の皇太後の存在がある。開戦1年後の昭和天皇の伊勢

神宮戦勝祈願も1945年8月の宇佐神宮と香椎宮への勅使派遣も皇太后の影を感じる。戦後も宮中三殿は温存され、宮中祭祀は天皇家の私的行事とされ、行事に変化はなく国家神道は解体されていない。昭和天皇は、平和の神であるアマテラスに戦勝祈願をしたので、「神罰」を受けたという言葉がある。昭和天皇と香淳皇后のキリスト教への接近は何を意味するのか。教義のない神道では状況に流されてしまうので、教義を欲したのではないか。

美智子妃の「ひざまずく」スタイルは1961年以来で、皇太子明仁は影響を受けた。1960年代から明仁・美智子夫妻の福祉施設訪問が始まる。宮中祭祀に熱心な天皇と皇后は退位するまで出続ける。美智子は「祈る」ことに違和感がなく、そのため宮中祭祀にも熱心なのではないだろうか。明仁天皇は、象徴としての勤めは「祈り」と「国民の傍らに立つ（行幸啓）」と発言している。

令和の天皇は、雅子は祭祀に出られず、天皇だけが行っていて、昭和天皇とはずいぶん違う。

秋篠宮家は内親王2人を学習院でなくキリスト教系のICUに進学させているが、今までの天皇家の歴史からは考えられない。秋篠宮家はいままでの天皇家とは違うように思える。祭祀のタブーに触れるような大嘗祭への批判発言もある。眞子はニューヨークに亡命した。日本国内にいと、内親王たちは民間人になっても「神宮祭主」になって、宮中と縁が切れない。秋篠宮はそれを認めているわけで、宮中でかなり警戒されているのではないか。外からは見えないが、皇室の中は兄弟間や母子間など確執がたえない世界だと見ないといけない。

今も宮中祭祀は続いており、上皇・上皇妃からのプレッシャーもあり、令和の天皇は熱心である。

祭祀は血の穢れなど女性の負担が大きいシステムになっている。そういう施設を東京の真ん中に残しておいて、本当に男女平等が実現されるのか危惧される。日本のジェンダーギャップは世界最低で、その象徴が皇室である。今のままだったら皇室はなくなったほうがいいというのが私の結論である。

*

講演のあと、1時間にわたって質疑が行われました。

山口で第 36 回政教分離訴訟全国交流集会開催

のむらともゆき ●事務局



第 36 回政教分離訴訟全国交流集会は、5 月 31 日・6 月 1 日の 2 日にわたり、山口県宇部市の日本基督教団宇部緑橋教会において、北海道から沖縄まで、全国の違憲訴訟原告・弁護団のひとびとを集めて開催された。今回の受け入れ団体は、「山口県知事護国神社公務参拝違憲訴訟」と、安倍の「『国葬・県民葬』違憲訴訟」を担ってきた山口県のグループである。

このグループは、かつて中谷康子さんの自衛官合祀拒否訴訟を担い、一・二審では勝訴を得ながら、これを覆した 1988 年の最高裁不当判決に抗議して、毎年「自衛官合祀拒否訴訟最高裁不当判決抗議集会」を開催してきた。今回は、この抗議集会の第 35 回集会と同時開催するという取り組みでもあった。

今回もまた、オンラインとリアル併用の開催であった。主催の「『合祀いやです』少数者の人権を求める会」のまとめたリストによるとオンライン・オフライン、懇親会も含めて 41 名以上の参加者を得ることができた。

1 日目は、まず最初に、主催側の鳥家治彦さんから「中谷さんの闘いの今日的意義」として挨拶がなされた。このかん、「台湾有事」を名目とする戦争が煽られるなかで、自衛隊による靖国神社や護国神社などへの集団参拝が公然化してきている。これに対決し、人権と民主主義を確立させようとするもの。あわせて、中谷さんがお元気である旨の報告もあった。

ひきつづき、各訴訟の現況についての報告がなされた。

まず、東京で取り組まれている即位・大嘗祭違憲訴訟について、吉田哲也弁護士から報告がなされた。とりわけ、

1 次～2 次訴訟の経緯について丁寧に説明がなされ、1 月の無内容の極みであったいわゆる「秒殺」判決への抗議と、今後の控訴審をはじめとする現在の課題が話された。

次に、京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟について、諸富健弁護士、引き続き中島光孝弁護士から話された。2 月の判決では、「目的効果論」が形式的に用いられ、「社会的儀礼論」が使われたもので、政教分離をはじめとする憲法上の重大な原則が踏みにじられていることがあらためて強調された。

ノー！ハブサ訴訟については、オンラインを經由して浅野史生弁護士から、昨年の控訴審判決の批判～上告審へと進んでいること、朝鮮人兵士の靖国合祀による宗教的支配の問題などが説明された。また、9 月には靖国神社に対する「合祀取り消し要求」行動の取り組みが予定されていることも報告された。

さらに、山口県知事護国神社参拝違憲訴訟から、住民訴訟により昨年からの想いを伝える口頭弁論が取り組まれていることが話された。また、安倍の「『国葬・県民葬』違憲訴訟」では、戦後に「国葬令」が廃止され現在も法制化できていない現況について、より緻密に議論を固めたいとの意思が示された。その後、全国の仲間とともに交流会が持たれた。

2 日目の 6 月 1 日には、さらに、前日には参加できなかった人びとも含めて各地からの報告を受けていった。北海道、東京（即位大嘗祭）、東京（ノーハブサ）、京都、大阪での学習会報告、島根、山口、福岡、沖縄と、各地からの状況報告、メッセージを受けていき、次回の全国交流集会は京都で行なわれるということが周知されて、今回の集まりを締めくくっていった。その詳細については、このニュースでも伝えていく予定です。



宇部緑橋教会

[即位・大嘗祭違憲訴訟の会 会計報告 (2023年度)]

収入科目		内訳	支出科目		内訳
原告年度会費	559,000		弁護団関連諸費	1,383,000	準備書面費、弁護団会議出席、政教分離集会参加費
支援者年度会費	75,000		提訴印紙費		
カンパ	319,000	報告集会参加費含む	翻訳外注費	100,440	振込手数料440含む
その他			学者意見書	100,440	振込手数料440含む
出版費	11,500	記録集	印刷費	23,174	
			通信費	110,230	
			会場費	66,100	
			事務費	3,777	
			交通費		
			諸雑費	3310	政教分離集会赤字補填分
			予備費		
			出版費	4,450	
利子	4				
前年度繰越金	1,297,319		繰越金	466,902	
合計	2,261,823		合計	2,261,823	

収入：964,504 円／支出：1,794,921 円／単年度収支：▲ 830,412 円

会計担当者より●

決算書の通り、2023年度残高が約 466,000 円です。控訴に際し今後も裁判に係る書面作成、弁護団費用等が必要となり、会計的に厳しい状況となっています。

過去 2 年の単年度支出は以下のようになってい

ます。

2022 年度 1,135,995 円

2023 年度 1,794,921 円

また今年度 2024 年度は、記録集の出版を予定しています。

裁判はまだ続きます、会費納入、カンパをぜひお願いいたします。

[会費納入とカンパのお願い]

いつものお願いですが、原告・支援者の方は、2023 年度分の会費をお振り込みいただけますように、よろしくお願い致します。また、前年度未納の方もどうぞご送金をお願いします。

1 年分の会費は、原告 3,000 円、支援者 2,000 円です。また支援カンパもお待ちしています。

郵便振替口座番号：00120-3-293255

加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

[転居のお知らせをお願いします]

毎回、宛先不明で返送されてくるメール便があります。住所を変更した場合、必ず事務局宛てお知らせ下さい。

活動日誌 (2024 年 3 月— 7 月)

3 月 5 日 (火)	弁護団会議
3 月 27 日 (水)	弁護団会議
4 月 2 日 (火)	政教分離訴訟全国交流集会準備会議
4 月 9 日 (火)	第 30 回事務局会議
4 月 15 日 (月)	弁護団会議
4 月 27 日 (土)	弁護団会議
5 月 13 日 (月)	政教分離訴訟全国交流集会準備会議
5 月 21 日 (火)	弁護団会議
5 月 31 日 / 6 月 1 日 (金・土)	第 36 回政教分離訴訟全国交流集会 & 第 35 回自衛官合祀拒否訴訟最高裁不当判決抗議集会 (山口・宇部市)
6 月 4 日 (火)	弁護団会議
6 月 17 日 (月)	弁護団会議
6 月 25 日 (火)	弁護団会議
7 月 2 日 (火)	ニュース 22 号発送 / 第 31 回事務局会議